

議員提出第28号議案

兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例を次のように定める。

令和4年12月13日提出

兵庫県議会議員	伊藤 傑
同	谷口 俊介
同	北口 寛人
同	吉岡 たけし
同	内藤 兵衛
同	山口 晋平
同	上野 英一
同	黒田 一美
同	伊藤 勝正
同	島山 清史
同	高橋みつひろ

兵庫県条例第48号

兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第53条）
- 第5章 雑則（第54条—第59条）
- 第6章 罰則（第60条—第64条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、兵庫県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、兵庫県議会議長（以下「議長」という。）が別に定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）第1条に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないよ

うにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

11 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

12 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、議会から個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が別に定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が別に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 議会以外の県の機関、兵庫県公立大学法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の組織又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき、又 は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のため に必要がある場合であって、本人の同 意があり、又は本人の同意を得ること が困難であるとき

第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別番号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が別に定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会から仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が別に定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会から匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が別に定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。以下同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ アからオまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が別に定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が別に定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議

長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が別に定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別番号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 議会及び議会以外の県の機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 議会若しくは議会以外の県の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、

不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が別に定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があつた日から15日以内にななければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生

ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報の中の相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が別に定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が別に定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個

個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が別に定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他議長が別に定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行ななければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第30条 開示請求をして、公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならない。

(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が別に定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。
(利用停止請求の手続)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が別に定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるこ

とができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審議会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条に規定する情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
（審議会の調査権限）

第47条 審議会は、必要があると認めるときは、議長に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

2 審議会は、必要があると認めるときは、議長に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

3 議長は、審議会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒ん

ではない。

- 4 審議会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は議長（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第48条 審議会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第49条 審査関係人は、審議会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審議会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第50条 審議会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第47条第1項の規定により提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる行為）をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第48条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第51条 審査関係人は、審議会に対し、審議会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 審議会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

- 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

- 5 審議会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

（調査審議手続の非公開）

第52条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第53条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第5章 雑則

(適用除外)

第54条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第55条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第56条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第57条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める事項について、審議会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第58条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第59条 この条例の施行に関して必要な事項は、議長が別に定める。

第6章 罰則

第60条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第61条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第62条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第63条 前3条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第64条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における第17条第1項の規定の適用については、同項中「保有している個人情報ファイル」とあるのは、「保有している個人情報ファイル（本人の数が議長が別に定める数に満たないものを除く。）」とする。

3 施行日前に個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）附則第3項の規定による廃止前の個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号。以下「旧条例」という。）第14条、第28条、第36条又は第36条の2の規定により議会に対してなされた旧条例第14条第1項に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求については、なお従前の例による。

(情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

4 情報公開・個人情報保護審議会条例（令和4年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前項各号」を「第2項各号」に改め、「個人情報保護実施機関等に」の右に「、前項各号に掲げる事項に関して必要と認める事項にあつては兵庫県議会議長に」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 審議会は、兵庫県議会議長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年兵庫県条例第48号。

以下「議会個人情報保護条例」という。）第44条に規定する審査請求に関すること。

(2) 議会個人情報保護条例第57条に規定する事項

(3) 前項第4号に掲げる事項

別表（第51条関係）

交付の方法	種別	金額
書面等を複写機により用紙に複写したもの又は電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	多色刷り	用紙1枚につき40円

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(提案理由)

兵庫県議会（以下「議会」という。）において保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、議会の事務が適正かつ円滑に運営されるようにするとともに、個人の権利利益を保護するため、この条例を定めることとした。

同意人事案件資料 (令和4年12月県議会)

区 分	定数	任期	任期満了者	任期満了等年月日	新たに任命 しようとする者	他の現職者
土地利用審査会 委員	5人 以上	3年	藤 掛 伸 之 長谷川 豊 文 花 田 眞理子 澤 木 昌 典 濱 田 充 新 岡 史 朗 一 色 かつみ	(任期満了) 令和4年12月23日	藤 掛 伸 之 陰 山 有 里 花 田 眞理子 馬 場 美智子 高 品 藤 吉 上 月 安重郎	_____

議 事 順 序 (案)

第 3 6 0 回 定 例 会
第 5 日 (1 2 月 1 3 日)

1 開 議 宣 告

2 諸 般 の 報 告

(1) 説明員の欠席

小 西 新右衛門 公安委員会委員長 欠席

(2) 本日議員並びに知事から追加提出された議案 (件名一覧表配付)

(3) 提出された意見書案

3 議案一括上程

第 9 5 号議案ないし第 1 2 0 号議案

(1) 委員会審査報告

① 文書報告

総務、健康福祉、産業労働、農政環境、建設、文教、警察の
各常任委員会委員長

(2) 委員長報告に対する質疑 (終局)

(3) 討 論

いそみ 恵 子 議員 (反対)

(4) 表 決 (採決方法別紙のとおり)

4 議員提出議案上程

議員提出第 2 7 号議案

(1) 議事順序の省略議決 (簡易採決)

(2) 討 論

ねりき 恵 子 議員 (反対)

門 隆 志 議員 (反対)

(3) 表 決 (採決方法別紙のとおり)

5 追加議案上程

第 1 2 1 号議案

(1) 知事提案説明

(2) 議事順序の省略議決 (簡易採決)

(3) 表 決 (採決方法別紙のとおり)

6 議員提出議案上程

議員提出第28号議案

- (1) 議事順序の省略議決（簡易採決）
- (2) 討 論
ねりき 恵子 議員（反対）
- (3) 表 決（採決方法別紙のとおり）

7 請願一括上程

- (1) 委員会審査報告

（請願の審査結果報告一覧表配付）

- ① 文書報告

総務、健康福祉、産業労働、文教の各常任委員会委員長

- (2) 委員長報告に対する質疑（終局）
- (3) 討 論
入江 次郎 議員
- (4) 表 決（採決方法別紙のとおり）

8 意見書案一括上程

意見書案第130号ないし意見書案第138号

- (1) 議事順序の省略議決（簡易採決）
- (2) 表 決（簡易採決）

9 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査（簡易採決）

10 閉会宣告

11 閉会あいさつ

議 長
知 事

本日議決予定の議案（議決順）

第 3 6 0 回 定例会

令和 4 年 1 2 月 1 3 日

（1 2 月 1 日に提出された議案）

1 起立採決

- 第 9 5 号議案 個人情報保護に関する法律施行条例
- 第 1 0 5 号議案 県営尼崎西昆陽住宅建築工事請負契約の締結
- 第 1 0 6 号議案 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立先端科学技術支援センター）
- 第 1 0 9 号議案 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅（神戸地区（西区・明舞地区を除く）））
- 第 1 1 0 号議案 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅（阪神南地区（尼崎市・西宮市・芦屋市）））

2 簡易採決

- 第 9 6 号議案 情報公開・個人情報保護審議会条例
- 第 9 7 号議案 当せん金付証票の発売
- 第 9 8 号議案 阪神高速道路株式会社が行う兵庫県道高速大阪池田線等の事業の変更についての同意
- 第 9 9 号議案 兵庫県道路公社が行う遠阪トンネル有料道路の事業の変更についての同意
- 第 1 0 0 号議案 兵庫県道路公社が行う播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2 期）の事業の変更についての同意
- 第 1 0 1 号議案 県立総合射撃場（仮称）整備事業 敷地造成・整備工事請負契約の変更
- 第 1 0 2 号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第 4 高架橋上部工事請負契約の変更
- 第 1 0 3 号議案 主要地方道豊岡竹野線城崎大橋橋梁下部工工事請負契約の変更
- 第 1 0 4 号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第 5、第 6、第 7 高架橋上部工事請負契約の締結
- 第 1 0 7 号議案 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設）
- 第 1 0 8 号議案 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立淡路佐野運動公園）

- 第111号議案 令和4年度兵庫県一般会計補正予算（第3号）
- 第112号議案 令和4年度兵庫県農林水産資金特別会計補正予算（第1号）
- 第113号議案 令和4年度兵庫県病院事業会計補正予算（第1号）
- 第114号議案 令和4年度兵庫県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
- 第115号議案 令和4年度兵庫県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 第116号議案 令和4年度兵庫県地域整備事業会計補正予算（第1号）
- 第117号議案 令和4年度兵庫県企業資産運用事業会計補正予算（第1号）
- 第118号議案 令和4年度兵庫県地域創生整備事業会計補正予算（第1号）
- 第119号議案 令和4年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第120号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

3 起立採決

- 議員提出第27号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

（本日追加提出された議案）

4 簡易採決

- 第121号議案 土地利用審査会の委員の任命の同意

5 起立採決

- 議員提出第28号議案 兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

本日議決予定の請願（議決順）

第 3 6 0 回 定 例 会

令 和 4 年 1 2 月 1 3 日

I 審 査 結 果 報 告

- 1 起 立 採 決 （委員長報告、不採択）
第 7 4 号 選択的夫婦別姓の導入へ、一日も早い民法改正を求める意見書提出の件

- 2 起 立 採 決 （委員長報告、不採択）
第 7 3 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書提出の件

- 3 起 立 採 決 （委員長報告、不採択）
第 7 9 号 教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する件

- 4 起 立 採 決 （委員長報告、不採択）
第 7 6 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出の件
第 7 7 号 県立学校の統合計画を見直し、少人数学級によって教育の充実を求める件
第 7 8 号 全ての子供たちへの行き届いた教育を目指し、35 人以下学級の前進、教育費の軽減、教育条件の改善を求める件
第 8 0 号 東播地域に小・中・高のある特別支援学校の新設を求める件

- 5 起 立 採 決 （委員長報告、不採択）
第 7 5 号 社会福祉事業に関わる人材確保を求める件

第 3 6 0 回定例兵庫県議会
議事日程（第 5 号）

令和 4 年 1 2 月 1 3 日
午前 1 1 時開議

- 第 1 第 9 5 号議案ないし第 1 2 0 号議案
委員長報告
討 論
表 決
- 第 2 議員提出第 2 7 号議案
討 論
表 決
- 第 3 第 1 2 1 号議案
知事提案説明
表 決
- 第 4 議員提出第 2 8 号議案
討 論
表 決
- 第 5 請 願
委員長報告
討 論
表 決
- 第 6 意見書案第 1 3 0 号ないし意見書案第 1 3 8 号
- 第 7 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査

本日議員並びに知事から追加提出された議案

第 3 6 0 回 定 例 会

令 和 4 年 1 2 月 1 3 日

(議員提出議案)

議員提出第 2 8 号議案 兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

(知事提出議案)

第 1 2 1 号議案 土地利用審査会の委員の任命の同意

請願の審査結果報告一覧表

第360回定例会

令和4年12月13日

委員会名	請願番号	件名	審査結果	備考
総務 常任委員会	第73号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書提出の件	不採択とすべきもの	
総務 常任委員会	第74号	選択的夫婦別姓の導入へ、一日も早い民法改正を求める意見書提出の件	不採択とすべきもの	
健康福祉 常任委員会	第75号	社会福祉事業に関わる人材確保を求める件	不採択とすべきもの	
産業労働 常任委員会	第76号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出の件	不採択とすべきもの	
文教 常任委員会	第77号	県立高校の統合計画を見直し、少人数学級によって教育の充実を求める件	不採択とすべきもの	
文教 常任委員会	第78号	全ての子供たちへの行き届いた教育を目指し、35人以下学級の前進、教育費の軽減、教育条件の改善を求める件	不採択とすべきもの	
文教 常任委員会	第79号	教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する件	不採択とすべきもの	
文教 常任委員会	第80号	東播地域に小・中・高のある特別支援学校の新設を求める件	不採択とすべきもの	

意見書案提出書

別紙「自治体間連携の推進強化を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年12月13日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

自治体間連携の推進強化を求める意見書

少子・高齢化や人口減少が加速する中、コロナ禍や頻発する大規模自然災害への対応等行政ニーズは増え、自治体が提供する行政の事務・サービス量は急増している。

一方、県、市町とも行革による職員削減で、これまでのような行政サービスが提供できなくなるおそれがある。

そのような状況の中、将来の地方公務員の成り手不足や大規模自然災害への対応に備えて、全国でも自治体間の業務共同化のほか、市町村から都道府県への事務の委託の実施、県と市町村が一体となって行政サービスを提供する取組、国・県・市集約型の庁舎の整備など、様々な自治体間連携が見られる。

しかし、第 32 次地方制度調査会でも、都道府県には地域の変化、課題の見通しを市町と共有した上で、これまで以上にきめ細やかな補完、支援が求められると報告されるなど、更なる自治体間連携の推進が求められる。コロナ禍でも県や市町の縦割り、事務処理速度等における自治体間の格差等の課題が指摘された。こういった中、全国どの地域でも、持続可能で住民の利便性向上に資するサービスが提供できるような取組が必要である。

よって、国におかれては、自治体間連携の推進強化に向けて、県と市町が補完し合って、行政サービスを提供する取組について、予算や人材確保等の支援策を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 13 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣

} 様

兵庫県議会議長 小 西 隆 紀

意見書案提出書

別紙「子育て支援の更なる充実による少子化対策の強力な推進を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年12月13日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

子育て支援の更なる充実による少子化対策の強力な推進を求める意見書

我が国における人口減少問題が深刻化する中で、2021年の合計特殊出生率は1.30と6年連続で低下、出生数は過去最少となった。あわせて婚姻数も減少していることから、今後、更なる出生率・出生数の低下が見込まれ、少子化の流れに歯止めをかけることは喫緊の課題となっている。

そのような中、令和5年4月に子ども関連施策を一元的に担う「こども家庭庁」が創設されることから、新たな体制のもと、人口減少社会の克服に向けて、子育て支援を更に充実し、少子化対策を強く押し進めていくべきときである。

そのためには、若い世代の結婚・出産の希望を叶えられるよう、生活を支える補助制度等による経済的な負担の軽減が必要である。加えて、共働き世帯が増加していることから、男性も育児に参加し、男女ともに仕事と育児・家庭の両立が可能となるよう、子育てにかかる時間が確保できる環境の整備が重要である。

よって、国におかれては、子育て支援の更なる充実を図り、少子化対策を強力に推進されるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 新婚家庭や子育て家庭に対する家賃補助、幼児教育・保育の無償化の拡充、子どもの医療費助成制度の創設など、結婚・子育てに係る経済的な負担の軽減を図ること。
- 2 短時間勤務や在宅勤務なども選択できる環境の整備を推進するとともに、子育てに係る休暇・休業などの就業制度の充実と制度利用の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀

意見書案提出書

別紙「建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年12月13日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知
と国民負担軽減措置を求める意見書

戦後輸入が再開されて以降、2004年までに約1,000万トンのアスベストが諸外国から輸入され、特に、1970年から1990年にかけては、年間約30万トンという大量の輸入量となり、主に、建築物の建材に使用された。

そして現在、2006年9月1日（アスベスト全面禁止）以前に建てられた既存の民間住宅の解体・改修工事におけるアスベスト暴露による健康被害が問題視されている。国の補助制度として、社会資本整備総合交付金の「住宅・建築物安全ストック形成事業」があるが、1. 対象建材が吹付けアスベスト等（レベル1）などに限定されている、2. 補助金額が費用の一部（含有調査等上限25万円/棟、除去等：自治体実施は3分の1以内、民間業者は自治体の補助額の2分の1・かつ全体の3分の1以内）に過ぎない、などの理由により極めて不十分な制度となっている。また、一般住宅や小規模ビル等で使用されている石綿建材の多くは成形板（レベル3）であり、戸建てや小規模ビル等では使えない制度となっている。

アスベスト関連法のうち、大気汚染防止法、石綿障害予防規則が改正され、事前調査結果の報告は、80㎡以上の解体、100万円以上の改修工事となることから、大多数の解体・改修工事が対象になっている。国は規制の強化を打ち出しているが、調査・除去費用は工事価格に転嫁することで建物所有者（国民）が負担することとなる。また、費用の全てを工事価格に転嫁することができず解体・改修工事業者の負担が増すことが懸念される。さらには、アスベスト含有建材の調査や処分には多額の費用が必要となることから、その負担を避ける為に無届けや違法工事が横行するおそれがあり、国民や解体・改修工事従事者の健康被害が懸念される。

よって、国におかれては、アスベスト問題を国民全体の課題と捉え、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 アスベストの健康被害やアスベスト関連法改正について、法改正の趣旨も含めその重要性や、法遵守について建物所有者（国民）に周知すること。
- 2 国土交通省「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、一般住宅にも使えるよう、レベル3建材をはじめあらゆる石綿含有建材の調査・除去費用を補助し、事業の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年12月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
環境大臣

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀

意見書案提出書

別紙「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年12月13日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	藤	傑
	〃	内藤	兵衛	
	〃	上野	英一	
	〃	伊藤	勝正	
	〃	ねりき	恵子	
	〃	高橋	みつひろ	
	〃	北口	寛人	
	〃	山口	晋平	
	〃	黒田	一美	
	〃	島山	清史	
	〃	きだ		結
	〃	齊藤	真大	
	〃	村岡	真夕子	
	〃	かわべ	宣宏	
	〃	五島	壮一郎	
	〃	北上	あきひと	
	〃	竹尾	ともえ	
	〃	入江	次郎	
	〃	門	隆志	

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減や自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財政を安定的に確保する観点から創設され、2019年度より地方自治体への譲与が開始されている。

譲与基準としては、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業従事者数、10分の3を人口で按分して譲与するとされており、その結果、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が突出して多い大都市に対する配分額が過度に高くなる仕組みとなっているとともに、森林面積が少ない自治体ほど基金への積み立てが多い傾向が見受けられる。

一方、山間部の市町では、必要な森林整備を実施するためには、予定されている以上の財源が必要であるとの声が多い状況である。

よって、国におかれては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林環境譲与税が森林整備に一層活用されるよう、森林が多い山間地の市町村に森林環境譲与税の配分を抜本的に強化するなど、譲与基準の在り方について検討すること、加えて国の一般会計における林業予算を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年12月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀

意見書案提出書

別紙「带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年12月13日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

意見書案 第 134 号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再活性化し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるともいわれている。

よって、国におかれては、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性と安全性を確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀

意見書案提出書

別紙「知的障がい者・知的障がい行政の対応拡充を国に求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年12月13日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

知的障がい者・知的障がい行政の対応拡充を国に求める意見書

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により制度要綱を定め、交付・運営されている。

知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。知能指数が知的障害判定基準より高い発達障害の方への手帳交付は、自治体によって対応が異なっている。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって、国におかれては、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 13 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 小 西 隆 紀

意見書案提出書

別紙「豊かな学びのための少人数学級実現・教職員定数改善を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年12月13日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

豊かな学びのための少人数学級実現・教職員定数改善を求める意見書

2021 年の義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、更なる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。萩生田元文部科学大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30 人学級や中学校、高等学校における少人数学級の必要性についても言及している。

兵庫県内の、小学校・中学校・高校では年度当初から教員配置基準に満たない教員未配置が発生し、それに加え育児休業、病気休職者などの代替措置等が未充足であるなど、慢性的な教員不足により教材研究や授業準備に支障を来している。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、複雑な家庭環境など、問題が多様化・細分化し、より細やかな指導が必要とされている。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う新たな業務も教職員の多忙に輪をかけている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員の増員や、教職員定数改善が不可欠である。

こうした観点から、以下のことを強く求めるものである。

記

- 1 中学校での早期の 35 人学級並びに高校における少人数学級編制を実現すること。
- 2 学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、教職員の増員など教職員定数の改善を行うこと。
- 3 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配定数の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年12月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀

意見書案提出書

別紙「刑法の性犯罪規定について、被害の実態や被害者の心情に即した改正を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年12月13日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

意見書案 第137号

刑法の性犯罪規定について、被害の実態や被害者の心情
に即した改正を求める意見書

2017年、刑法の性犯罪に関する規定が110年ぶりに大きく改正されたが、2019年の3月に性暴力をめぐる裁判で4件の無罪判決が相次いだことをきっかけに、女性たちの声が政治と社会を大きく揺り動かし、2020年4月に法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」が設置され、再び議論が動き出した。

昨年5月には検討会の報告書がまとめられ、同9月には、1. 暴行、脅迫などの行為がなくとも、相手方が性交等に同意していないことが認識できれば、犯罪となる不同意性交等罪の導入、2. 性交同意年齢の引上げ、3. 地位関係性利用罪の導入などの項目が法務大臣から法制審議会に諮問された。

しかし、本年10月24日、法務省が法制審議会の部会に提出した見直しの「試案」は、「同意のない性的行為は罪」という本質が分かりにくく、趣旨を明確にするなど、修正を求める声が弁護士、当事者、支援の専門家などから上がり、審議が続いている。

よって、刑法の性犯罪規定の改正について、「検討会」報告書や法務大臣諮問を踏まえ、被害の実態や被害者の心情に即した改正となるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年12月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
法務大臣
国家公安委員会委員長

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀

意見書案提出書

別紙「外国人児童生徒向け教育環境の整備に対する意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和4年12月13日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

提出者	兵庫県議会議員	伊藤	傑
	〃	内藤	兵衛
	〃	上野	英一
	〃	伊藤	勝正
	〃	ねりき	恵子
	〃	高橋	みつひろ
	〃	北口	寛人
	〃	山口	晋平
	〃	黒田	一美
	〃	島山	清史
	〃	きだ	結
	〃	齊藤	真大
	〃	村岡	真夕子
	〃	かわべ	宣宏
	〃	五島	壮一郎
	〃	北上	あきひと
	〃	竹尾	ともえ
	〃	入江	次郎
	〃	門	隆志

外国人児童生徒向け教育環境の整備に対する意見書

2019年9月に、文部科学省は、国内に住む義務教育相当年齢の外国籍の子どもの就学状況に関する初の全国調査の結果を公表し、全国で約2万人の子どもが就学不明となっていることが判明した。2021年には第2回目の調査が行われ、各自治体による状況把握が進んだことなどにより2年前に比べ就学不明の子どもは約5割減少したものの、依然として約1万人を上回る状況が続いている。

この不就学の背景には、子どもや保護者が日本語を十分理解できないことや、行政による日本語指導などの就学支援にばらつきがあることなどが指摘されている。

外国籍の子どもが不就学となっている状況は、その子ども個人の学習権を保障する憲法や子どもの権利条約の理念に反しており、早急に解決するべきであり、子どもの最善の利益を保障するための教育条件の整備が求められる。また、外国籍の子どもが学校に行かないまま成人すれば社会で孤立する要因となり、不就学による悪影響は、子どもたちの非行や貧困につながる。よって外国籍の子どもたちのための教育支援は、当人はもとより社会全体の利益につながるものといえる。しかし、現在行われている外国人児童生徒向けの適応指導や日本語指導は、十分ではなく、様々な困難を抱える外国籍の子どもと保護者に必要な支援を的確に行うために、専門的な知識を持って関われる教員、支援員、相談員の速やかな配置が求められている。

こうした状況を踏まえ、国においては、外国人児童生徒向けの就学状況の把握や教育機会の確保のための支援について国の責務及び負担により適切に実施すべきであり、次の事項について鋭意取り組むことを強く要望する。

記

- 1 外国人児童生徒への日本語指導に対応するため、教職員定数を改善すること。
- 2 外国人児童生徒向けの適応指導や日本語指導の充実のため、国の責任において、日本語指導を担当する教員等の資質向上に必要な支援を行うとともに、母語の分かる相談員や支援員等の配置の充実等のための財政措置の拡充を図ること。
- 3 不就学の外国人の子どもが支援を得られないまま放置されることがないように、就学を確実にするための適切な対応策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月13日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀

常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査事項申出一覧表

令和4年12月13日

総務常任委員会

- 1 県民との情報共有の推進について
- 2 市町振興について
- 3 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について
- 4 県政を支える職員の養成と働き方改革の推進について
- 5 元町地域の活性化の推進について
- 6 地方分権の推進について
- 7 新たな兵庫の創生に向けた総合的推進について
- 8 情報化の推進について
- 9 持続可能な行財政基盤の確立について
- 10 参画と協働の推進と安全で安心な暮らしの実現について
- 11 県民文化の創造について
- 12 男女共同参画の推進と青少年の健全育成について
- 13 防災・危機管理対策の総合的推進について

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実について
- 2 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実
- 3 ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援について
- 4 医療確保と健康づくりについて
- 5 感染症等対策の推進について

産業労働常任委員会

- 1 産業労働施策の総合的な推進について
- 2 産業競争力の向上について
- 3 人材の確保・育成について
- 4 交流の促進について

農政環境常任委員会

- 1 食料の安定供給と農林水産業の持続的発展について
- 2 農業の振興と農村の活性化について
- 3 林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上について
- 4 水産業の振興と漁港・漁村の活性化について
- 5 環境適合型社会の形成と地球環境問題への対応及び自然環境の保全・再生について
- 6 地域環境負荷の低減と循環型社会の構築について

建設常任委員会

- 1 交通基盤等の整備について
- 2 安全・安心な県土づくりについて
- 3 魅力あるまちづくりについて
- 4 快適な住まいづくりについて
- 5 企業庁事業の推進について

文教常任委員会

- 1 「生きる力」を育む教育の推進について
- 2 子どもたちの学びを支える環境の充実について
- 3 人生100年を通じた学びの推進について

警察常任委員会

- 1 警察組織・活動基盤の整備充実について
- 2 重要犯罪の徹底検挙について
- 3 暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進について
- 4 サイバーセキュリティ対策の推進について
- 5 人身安全関連事案への的確な対応と特殊詐欺対策を始めとする地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進について
- 6 安全・安心・快適な交通社会の実現について
- 7 テロ対策、大規模災害対策等の推進について

議会運営委員会

- 1 次期定例会の日程等議会の運営に関する事項について
- 2 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について
- 3 議長の諮問に関する事項について

令和4年度及び5年度前半に策定・改定予定の計画に係る

各会派政務調査会長会協議結果

令和4年12月13日

1 議決対象とすべき計画（2件）

- 兵庫県地域創生戦略
- ひょうご経済・雇用活性化プラン

2 議決対象には該当しない計画（12件）

- 兵庫県自殺対策計画
- 兵庫県農村地域産業導入基本計画
- 兵庫県農業振興地域整備基本方針
- 兵庫県第8次栽培漁業基本計画
- ひょうご内水面漁業振興方策
- 兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画
- 兵庫県廃棄物処理計画
- ふるさと兵庫景観づくり基本方針
- 兵庫県再犯防止推進計画
- ひょうご新観光戦略
- 環境と調和のとれたみどりの食料システム推進基本計画(仮称)
- 兵庫県建築物木材利用促進方針

令和4年12月 日

兵庫県議会

議長 小西 隆紀 様

議会運営委員会

委員長 藤本 百男

議会改革の取組の検証に関する報告書（案）

令和4年6月9日の議会運営委員会において、議長から諮問を受けた「議会改革の取組の検証に関する事項」について、調査、検討を行い、その結果をとりまとめたので、次のとおり報告いたします。

I 検証の背景、経過

1 背景

本県議会は、議会として果たすべき責務や役割を県民に明らかにするとともに、議会が県民の負託に的確に応え、県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする兵庫県議会基本条例（以下「条例」という。）を平成24年3月に制定し、条例の理念のもと議会改革に取り組んできた。

今任期においても、議会機能の充実・強化につながるICT化や県民に開かれた県議会の実現に向けた方策等の検討を行い、タブレット導入による原則ペーパーレス化や感染症まん延等に対応する委員会条例の改正、新型コロナウイルス感染症拡大期におけるオンラインによる委員会調査の実施、委員会資料のホームページ掲載などの改革を推進してきた。

今後とも、継続的に議会改革に取り組み、実効性のあるものにするためには、条例第24条に規定するとおり「取組の状況について定期的な検証を行う」ことが重要であり、新議会においても議会改革の取組を継承し、さらに進展させていく必要があることから、議員任期最終年という節目となる今年度、「議会改革の検証」について、議長から議会運営委員会に諮問がなされた。

2 検証の経過

議長からの諮問に基づき「議会改革の取組の検証に関する事項」の調査・検討を行うため、令和4年6月9日、議会運営委員会に小委員会である「議会改革検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置し、6月16日の第1回検証委員会以降、計7回にわたり活発に協議を重ねてきた。

II 検証項目

7月19日の検証委員会において、次のとおり検証項目を決定した。

検 証 項 目

- 1 議会運営委員会の所管事項
(議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項)
 - (1) 議会運営のICT化
 - ① ペーパーレス化の検討について
 - ② オンラインによる委員会開催について
 - ③ 押印見直しに併せた議会関係書類の取扱いについて
 - ④ 本会議の会議録の内容について
 - (2) 円滑・効率的な議会運営の確保
 - ① 議会内における選挙の円滑な運営について
 - (3) 議会における危機管理対応
 - ① 震災25年を踏まえた危機管理に関する検討について
 - (4) 開かれた県議会
 - ① 陳情の取り扱いについて
 - ② 常任委員会の2日開催について
 - (5) 議会広報の充実
 - ① 常任委員会及び議会運営委員会資料の議会HP掲載について
 - (6) 議決機関としての役割
 - ① 専決処分について
- 2 議会運営委員会の所管以外の事項
 - (1) 円滑・効率的な議会運営の確保
 - ① 意見書の取扱について
 - (2) 開かれた県議会
 - ① 県議会における公文書管理のあり方検討について
 - ② 常任委員会記録のあり方について
 - (3) 議会広報の充実
 - ① 若者の県議会への関心を高める取組について
 - ② 「若者向け議会広報ポータルサイト」の開設について
 - (4) 政務活動費の適正運営
 - ① 政務活動費について
 - (5) その他
 - ① 議員連盟のあり方について
 - ② 夏のエコスタイルへの県議会の対応について

Ⅲ 検証の結果

各検証項目について、実施効果（成果）や課題を整理し、改善方策について協議を行った。

1 議会運営委員会の所管事項（議会機能の充実・強化及び議会活性化に関する事項）

（1）議会運営のICT化

① ペーパーレス化の検討について

- ・会議のペーパーレス化を進めるため、管理要領を定めた上で、全議員へタブレット端末を配付し、試行的に導入した [R3.2 定例会]。
- ・本格運用を開始し、議案等資料の原則ペーパーレス化を実現した [R3.6 定例会～]。

【ペーパーレス会議開催件数】

R 2 : 70 件 (R3.2～)、R 3 : 328 件、R 4 (見込み) : 350 件

【実施効果（成果）】

- ・タブレット端末の導入は、本会議等携行資料の減少はもとより、資料の確認や整理等が容易、データの蓄積による過去資料の検索や閲覧が可能といったデジタル機器の利点を活かす一定の成果があった。
- ・原則ペーパーレス化により、印刷やファイリングに要する時間の削減、資料の迅速な差替えが可能になるなど、本会議・委員会にかかる事務作業の軽減に寄与するとともに、印刷経費及び用紙代の削減につながった。

【課題】

- ・タブレットの資料を更新するには登庁する必要がある。
- ・資料閲覧中心の利用であり、スケジュールや連絡先の管理、メール送受信、管内調査資料の閲覧に対応できていない。
- ・データ印刷のプリンターが固定されている。
- ・メモ書き機能が充実しておらず、手書き対応となっている。

【改善方策】

端末の利便性の向上を図るため、セキュリティを確保した上で Wi-Fi 環境がない場合でもオンライン会議等に対応できる端末への変更、議員の私用端末の活用、プリンターの選択や庁外でデータ入手が可能となるタブレット機能強化について、新議会において継続して議論する検討項目として申し送ることとした。

なお、検討にあたっては、通信費用の発生や、議会 LAN を含む県庁 WAN への外部からの接続がセキュリティ上認められるかといった課題があることもあわせて申し送ることとした。

② オンラインによる委員会開催について

- ・新型コロナウイルスなどの感染症のまん延や大規模災害時等において議員が会議へ参集することが困難な状況においても、県議会がその責務を果たせるよう、オンラインによる委員会開催を可能とする委員会条例の改正を行った[R3.3改正]。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に県議会と県民局等をオンラインで接続し、管内調査を実施した。

【オンラインによる管内調査開催件数】

R 3 : 9 件 (農政環境、文教常任委員会各 2 件、その他の常任委員会各 1 件)

R 4 : 1 件 (健康福祉常任委員会 1 件)

【実施効果 (成果)】

- ・感染症のまん延や大規模災害時でも議会の調査活動が可能となる方法が用意されたことに意義がある。
- ・オンラインによる管内調査は、新たな議会運営方法の一つになる取組として、一定の成果があった。

【課題】

- ・オンライン委員会開催のための庁内環境整備が不十分である。
- ・オンライン開催には一定の手続きや準備を要するため、即時対応が困難である。

【改善方策】

- ・全常任委員会の録画配信及びネット中継を可能とするために、庁舎大規模改修時などのタイミングで、大・中会議室以外の委員会室等にオンライン開催設備を整備することについて、新議会において継続して議論する検討項目として申し送ることとした。
なお、検討にあたっては、大・中会議室並みの映像設備を設置する場合は大規模改修工事 (簡易な固定式・Web カメラ設置の場合、費用は安く済む) が必要となるほか、動画の圧縮・変換等を行う機器や回線の追加、サーバの拡充等といった課題があることもあわせて申し送ることとした。
- ・また、議員がオンライン委員会に参加するために必要となるパソコンやタブレット操作の研修会を定期的に行うことで合意した。

③ 押印見直しに併せた議会関係書類の取扱いについて

行政のデジタル化の動向を踏まえた議会関係書類の押印の廃止に併せて、下記について、実施した。

- ・ 応招通告書を廃止 [R3. 2]。
- ・ 議員及び委員長の押印等を廃止した 24 種類の様式書類について、メール送信及びペーパーレス化を実施 [R3. 4～]。

【実施効果(成果)】

- ・ 必要書類のデータ通信が可能になったことなどにより、事務手続きの簡素化及び効率化、ペーパーレス化に一定の成果があった。

【その他】

- ・ 押印が求められる様式書類が残っているとの意見があった。

④ 本会議の会議録の内容について

- ・ 本会議会議録の印刷製本について、ホームページ掲載等の方法で確認が可能な参考資料の掲載を取りやめ、議事のみ掲載に簡略化した [R1. 9 定例会から実施]。
- ・ データ配布等によって印刷部数を削減した [R3. 2～]。

【経費削減効果】(対H30)

R 1 : ▲0.6 万円 (R1. 9～)、R 2 : ▲17.6 万円、R 3 : ▲27.7 万円、
R 4 (見込) : ▲約 27 万円

【実施効果(成果)】

- ・ 掲載内容の簡略化やデータ配付等によって、事務局職員の負担軽減、経費節減、ペーパーレス化等、一定の成果があった。

【その他】

- ・ 簡略化が会議録の早期完成に結びついていないとの意見があった。

(2) 円滑・効率的な議会運営の確保

① 議会内における選挙の円滑な運営について

副議長選挙において、2年続けて有効・無効の判断が難しい投票が確認されたため、立会人の意見相違や選挙結果に異議が出された場合の議事運営について「議会内における選挙の円滑な運営に係る確認事項」を確認した [R3. 1]。

【実施効果(成果)】

- ・ 判断が難しい投票内容への対応等を整理・確認し、対処をあらかじめ決めてお

くことにより、円滑・効率的な議会運営に一定の成果があった。

(3) 議会における危機管理対応

① 震災25年を踏まえた危機管理に関する検討について

大規模災害その他の緊急事態へ対応するため、議会基本条例の改正、申し合わせの再点検・徹底、議場の安全確保等の検討を行い、下記について、実施した。

- ・議会基本条例を改正し、第9条として「大規模災害その他の緊急事態発生時における議会の対応」を追加 [R2.3 改正]。
- ・クラウドメールを活用した安否確認訓練の実施 [R2.1～]。
- ・本会議場への防災用ヘルメットの配備 [R2.4～]。

【安否確認訓練の実施件数】

R1～：毎年度1件

【実施効果（成果）】

- ・条例改正、クラウドメールでの安否確認訓練、本会議場への防災用ヘルメット配備等、非常時に対する備えが一定程度進み、議会の危機管理体制強化に繋がった。

【課題】

- ・災害時の初動体制を確保するための手順などが明らかではない。
- ・今後も継続した訓練や訓練内容等の見直しが必要。
- ・安否確認メールの返信ができていない議員がいる。

【改善方策】

- ・既存の「危機発生時における議会の対応に関する申し合わせ」や、議員向けの「危機発生時初期行動」についてあらためて周知を図ることとした。

(4) 開かれた県議会

① 陳情の取り扱いについて

委員会回付分(全体の約15%)以外の陳情書等について、正副議長以外の議員は内容を把握できない状態であったため、取扱いの見直しを実施した [R1.10～]。

- ・議長は、陳情書等の写しを全議員に供覧。
- ・議員から関係委員会の委員長を通じて陳情審査の申し出があり、議長が当該委員会での陳情審査が必要と認めるときは、陳情書等を委員会へ回付。

【全議員の閲覧に供した陳情件数】

R1：23件(R1.10～)、R2：33件、R3：43件、R4：22件(R4.10末)

【実施効果（成果）】

- ・受理した陳情書等の内容を全議員が把握可能となることで、それぞれの議員活動に活かすことが可能となり、議員活動の充実に一定の効果があつた。
- ・各議員の申し出により、必要に応じて委員会での審査につながることで、幅広い県民の声に応えられる点で一定の成果があつた。

【その他】

- ・陳情者の意見陳述等、意思を反映させるための具体化が必要との意見があつた。

② 常任委員会の2日開催について

常任委員会の2日開催（A・B日程）継続の必要性について検討を行い、常任委員会の日程確保を柔軟に行うために、インターネット中継の回数を確保しつつ、分割開催実施前の方式である、各委員会が開催日を決定する方式へ変更した[R2.6～]。

【実施効果（成果）】

- ・各委員会が開催日を決定する方式へ変更したことにより、常任委員会の日程確保がより柔軟に行えるようになり、効率的な委員会運営に一定の成果があつた。

【課題】

- ・県民から、全委員会が同日開催の場合は1つの委員会しか傍聴ができないとの意見がある。
- ・ほとんどの委員会が同日開催となり、常任委員会の2日開催（A・B日程）時には4委員会でも可能であったネット中継が、同日開催では2委員会になっている。

【改善方策】

- ・大規模改修時などのタイミングで、大・中会議室以外の委員会室等をオンライン開催設備を備えた委員会室とすることについて、新議会において継続して議論する検討項目として申し送ることとした。（詳細は前掲、(1)②の改善方策に記載）

（5）議会広報の充実

① 常任委員会及び議会運営委員会資料の議会HP掲載について

常任委員会及び議会運営委員会の活動に係る県民の理解促進に向けて、会議資料の議会ホームページへの掲載を行った（掲載期間は開催年度と前年度の2箇年分）[R3.11～]。

- ・常任委員会資料 [11.17～]、議会運営委員会資料 [11.24～]

【実施効果（成果）】

- ・ 県民が委員会資料を閲覧できることは、オープンな県政の推進に一定の成果があった。
- ・ 掲載資料（特に常任委員会資料）に一定数のアクセスがあり、県民の関心の高さも感じられる。県議会の活動の周知、理解促進、関心の拡大等に繋がり、一定の成果があった。

【課題】

- ・ 掲載資料のファイル名が「関連資料」となっており、一目では議事内容が分かりにくい。

【改善方策】

- ・ 委員会資料掲載開始時に遡り、議事内容が伝わるファイル名へ変更した[R4. 11]。

【その他】

- ・ 掲載資料が2箇年分だけの掲載となっており、任期4年分の掲載が必要ではないかとの意見があった。

（6）議決機関としての役割

① 専決処分について

知事が専決処分をする場合の事前通告の必要性について検討し、当局に対し、処分後のすみやかな報告を依頼した [R1. 12. 13 企画県民部長宛]。

【実施効果（成果）】

- ・ 専決処分は議会を招集する時間がない等やむを得ない場合に限り行われるものであり、本来処分後速やかに報告されるべきものであることから、議決機関としての議会の役割・重要性を当局が再確認する意味で一定の効果があった。
- ・ 当局と議会との緊密な情報共有に一定の成果があった。

◎継続検討項目及び検証の過程で各会派から追加提案のあった検討項目

（1） 議会BCPについて

感染症拡大期や大規模災害時においても議会機能を停止させず、必要な対応を行うための対策等の検討を行った。新型コロナウイルス感染症が一定収束した後、「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」での対応等を含めた検証を行い、その上でBCPの必要性を含めた協議を行うよう、新議会に申し送ることとした。

なお、初動体制確立については、「震災25年を踏まえた危機管理に関する検討」を今後の議論の基礎とすることとした。

(2) 常任委員会の映像の保管、活用について

常任委員会室で開催される常任委員会についてもインターネット中継を行い、映像を記録するとともに、その映像や音声を議員が活用することについて検討を行った。前掲1(4)②の改善方策とあわせて、新議会において継続して議論する検討項目として申し送ることとした。

(3) 閉会中の常任委員会での「その他」における効果的、効率的な質疑について

閉会中の常任委員会の議事「その他」における質疑のあり方について、効果的・効率的な委員会活動や出席者の働き方改革、緊急性がある課題への対応等を踏まえた上で、新議会において継続して議論する検討項目として申し送ることとした。

2 議会運営委員会の所管以外の事項

(1) 円滑・効率的な議会運営の確保

① 意見書の取扱について<各会派政務調査会長会所管>

6月及び12月定例会における会派発案の意見書の協議・調整の日程に余裕を持たせるため、意見書提出日程に関する慣例を見直して、第1回目の政調会長会開催を前倒しした [R3.12~]。

【実施効果（成果）】

- ・日程に余裕が出来たことにより座長による文案調整の時間が確保され、各会派から提出された意見書案に対し、より慎重な協議・調整等が行うことが可能となり、一定の成果があった。

【その他】

- ・請願先議の原則から、同様の請願が出された時には、政調会長会で再検討できるようにしておく必要があるとの意見があった。

(2) 開かれた県議会

① 県議会における公文書管理のあり方検討について<公文書管理委員会所管>

- ・公文書の適正な管理を確保するため、「兵庫県議会の公文書の管理に関する条例」を制定した [R1.12]。
- ・同条例に基づき必要な事項を定める公文書管理委員会を設置し、「兵庫県議会公文書管理規程」を制定した [R2.3]。

【実施効果（成果）】

- ・条例や規程の制定、公文書管理委員会の設置により、適正な公文書管理、ひいてはリスク管理、業務の効率化に一定の効果があった。

② 常任委員会記録のあり方について<公文書管理委員会所管>

常任委員会記録のあり方（要約の是非）について検討を行い、要点記録から逐語記録に変更した [R2. 10～]。

【実施効果（成果）】

- ・逐語記録の方が会議の内容を正確に記録することができ、文脈から発言趣旨を捉えやすく、議論の経過や議会の意思決定の過程をより明らかにする点で一定の成果があった。
- ・事務の簡略化、事務作業の減少・迅速化につながった。

（3）議会広報の充実<広報委員会所管>

議会広報について、広報委員会において「県議会広報基本方針（令和元年第1回広報委員会決定）」に基づき検証し、取組実績及び実施評価、今後の取組をとりまとめた。（資料1）

（4）政務活動費の適正運営

① 政務活動費について<各会派代表者会議所管>

R3. 4 の政務活動費住民訴訟判決を踏まえ、具体的な基準づくりも含め、議会としての考え方を再整理した。

- ・県政報告紙に掲載する写真・プロフィール等の取扱いに関する「政務活動費の手引」の記載を充実した [R4. 4]。

【課題】

- ・動画配信等の新たな政務活動ツールの登場やコロナ禍における政務活動など、社会情勢等の変化に合わせた基準の更新が必要。
- ・県政報告紙の掲載に係る絶対的な基準をつくることは難しいので、政務活動にふさわしい掲載について不断の見直しを行う必要がある。

【改善方策】

- ・政務活動費の運営にあたっては、社会情勢や判例等を踏まえながら、必要に応じて適切に基準等を見直していくことで合意した。

（5）その他

① 議員連盟のあり方について<各会派代表者会議所管>

単国会派で構成する議員連盟及び全議員に加入案内がなされていない複数会派で構成する議員連盟について、そのあり方や事務局職員の配置等について協議を行い、見直しを実施した。

- ・単国会派で構成する議員連盟については事務局職員の配置を取りやめ [R3. 3～]。

- ・複数会派で構成する議員連盟について、議長調整案を提示して協議した結果、「当面、議員連盟を構成する会派を担当する政務調査員が補助にあたる」ことに決定 [R4. 3～]。

【実施効果（成果）】

- ・単国会派で構成する議員連盟については事務局職員の配置をとりやめることにより、事務局職員の負担軽減につながった。

【課題】

- ・議会における議員連盟の位置づけや有志の会との違いなどについて整理できていない。
- ・複数会派で構成する議員連盟について事務局職員の負担が残っている。
- ・議員連盟は超党派であるべきで議員全員に門戸を開くのが議員連盟のあるべき姿という考えもある。

【改善方策】

- ・既存の議連も含め、有志の勉強会等との違いや設立方法の明確化といった運営に関するルール等について、新型コロナウイルス感染症収束後の活動状況や事務局職員の負担等を検証しつつ、具体的な検討事項や検討時期を含め、新議会において継続して議論する検討項目として申し送ることとした。

② 夏のエコスタイルへの県議会の対応について<各会派代表者会議所管>

異常気象の影響もあり、移行期間中の5月、10月であっても特に暑い日や寒い日があること、取組開始から20年が経過し服装のカジュアル化が進んでいることから、移行期間中の公式行事においても、それぞれの議員が自主的に服装を判断する取扱いに変更した [R3. 5]。

【実施効果（成果）】

- ・近年の気象状況に、それぞれの議員が体調等個々の状態に合わせてより柔軟に対応することができるため、一定の成果があった。
- ・移行期間中は公式行事でも自主的に服装を判断する議員が増え、節電等への対応も含め、エコスタイルの推進に効果があった。

〔検証対象外〕議員定数及び選挙区について<議員定数等調査特別委員会所管>

令和5年の統一地方選挙に向けて、「地域代表選出のあり方検討会」及び「議員定数等調査特別委員会」の検討結果を踏まえ、議員定数条例を改正した（豊岡市選挙区と美方郡選挙区を合区） [R4. 3]。

◎継続検討項目及び検証の過程で各会派から追加提案のあった検討項目

(1) 議会における危機管理訓練について<各会派代表者会議所管>

本会議場に配備したヘルメットを活用したシェイクアウト訓練、避難訓練の実施について検討を行った。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の状況を睨みつつ、資料2のとおり実施することとした。

(2) 議会庁舎のセキュリティの強化<各会派代表者会議所管>

事件事象等の発生を防止するため、議会庁舎のセキュリティ強化について、継続して議論する検討項目として新議会に申し送ることとした。

なお、検討にあたっては、設備等のコスト面の問題、当局庁舎のセキュリティ対策、開かれた県議会のイメージとのバランスを図る必要性といった課題があることもあわせて申し送ることとした。

(3) 県議会サテライトゼミの充実<各会派代表者会議所管>

県議会サテライトゼミについては、受け入れる大学ゼミの対象分野を「地域課題の調査研究やまちづくりの実践等」に限定せず、募集のあり方を見直すとともに、実施方法等の再構築を含めた改善方策を検討することとした。なお、令和4年度の2回目については、議員一人あたりのコメント時間を確保して活発な議論とするため、出席議員を各会派政務調査会長のみとすることとした。

(4) 「政調懇話会」及び「政策法務研修」の合同開催等<各会派代表者会議所管>

「政調懇話会」及び「政策法務研修」を一本化して合同開催とし、学識者等による講演を充実させることを検討することとした。

また、議員提案条例の制定・改正等の政策法務に関しては、当局法制所管課等による法制手続きや政策形成プロセスなどの実務的な研修の開催を検討することとした。

IV おわりに

議会改革検証委員会では、条例の理念を具体化し、更なる監視機能や政策提案機能の強化、開かれた議会の実現を図るため、これまで取り組んできた議会改革について、その実施効果を確認し、議論を通じて得られた課題をもとに鋭意検討を重ね、改善方策をとりまとめた。

二元代表制の一翼を担う県議会として、県民の負託に適切に応えていくためには、今後も絶えず改革の取組を重ね、議会機能の充実・強化に努めていかなければならない。

そのためにも、今回の検証で得られた課題や改善方策等が、今後の議会改革の取組の検討にあたって、十分生かされることで、県議会の更なる機能の発揮に結びつくことを望むものである。

議会広報の充実の検証結果報告

県議会広報については、令和元年度第1回広報委員会で「県議会広報基本方針」を定め、「オール県議会での発信」、「ユニバーサルデザインに配慮した広報の充実」、「若者の関心を高める広報の展開」「議会改革等の取組の重点的な発信」の4点を新たな取組の方針とした。

基本方針に基づき、より親しみやすい県議会として、県民との結びつきを一層深めることを目的として、議会の活動状況及び制度等を、多様な媒体を活用しながら、より効率的かつ広く県民に発信してきた。

【取組実績】

《基本方針》

1 オール県議会での発信

- ・議会広報テレビ番組における正副議長、正副常任委員長による議会活動の紹介
- ・2月定例県議会のテレビ中継の放映 など

2 ユニバーサルデザインに配慮した広報の充実

- ・視覚障害者向け広報物の充実（「点字広報」「声の広報」、議会総合PR誌「はい、県議会です。」への音声読み上げコードを掲載）
- ・議会ホームページのリニューアルに伴うアクセシビリティの向上
- ・傍聴者アンケートの質問文や回答項目をわかりやすい表現へ変更 など

3 若者の関心を高める広報の展開

- ・「“高校生版”ひょうご県議会だより」の作成（県内全高校生への配布）
- ・県議会ホームページ内「キッズページ」の開設（「WEB版」議場見学ツアー」動画公開）
- ・若者向け議会広報ポータルサイト開設に向けた調査・検討 など

4 議会改革等の取組の重点的な発信

- ・議員提案条例等の取組を重点的に発信
- ・「県議会だより」「県議会ホームページ」に議会改革の取組状況を掲載 など

《事業別》

◎印刷媒体による広報

（1）全世帯配布広報紙「ひょうご県議会だより」

- ・県広報紙との同時配布による効果的な広報の実施（シルバー人材センター等の活用による全戸配布地域の拡大）※R4年度～県広報紙の配布方法見直しにより、議会単独配布に伴う全戸配布地域の一部縮小。
- ・県内全公立図書館、県内全高校生への配布 など

（2）議会総合PR誌「はい、県議会です。」

- ・活字文章読み上げ装置で紙面情報を音声で聞くことができる音声コードの掲載 など

（3）“高校生版”ひょうご県議会だより

- ・高校生と県議会が共同して若者目線での議会取材を行い、広報紙を制作・発行

◎テレビによる広報

（4）議会広報テレビ番組「はい、県議会です。」

- ・番組名、放送内容、放送回数等の改編（正副議長の抱負、正副常任委員長による活動紹介）

（5）2月定例県議会テレビ中継

- ・開会日の知事提案説明および代表質問を放映

◎インターネットによる広報

(6) インターネット議会中継・録画配信

- ・「ライブ中継」「録画配信」「YouTube 録画配信」の画質向上 など

(7) 県議会ホームページ、県議会フェイスブック

- ・県ホームページへのサーバ移行によるセキュリティ強化、アクセシビリティ向上、スマートフォン対応、職員が随時更新可能な CMS 方式にリニューアル
- ・キッズページの開設、“WEB 版” 議場見学ツアー動画の配信
- ・新型コロナウイルス感染症対策にかかる議会の取組を掲載
- ・議会運営委員会、常任委員会関連資料の掲載 など

【実施評価】

障害者や高齢者に優しい情報発信や、高校生が主体となり県議会と共同で広報紙を発行することで若者が県議会に関心を持つ機会となる広報に取り組んでいる。また、新型コロナウイルス感染症への県議会の取組や、インターネット中継の画質向上など、適時適切な情報発信の取組は評価できる。

【今後の取組】

次期任期においても、今任期での基本方針を継承し、県民の誰もがわかりやすく見やすい情報の発信と若者の関心をさらに高める広報を目指し、コンテンツの充実や様々なデジタル媒体を活用した広報を研究しながら、より一層親しみやすい県議会となるよう取組を続ける必要がある。

《基本方針》

1	オール県議会での発信	議員個人の HP や SNS を活用した議会情報の発信や県議会 HP をはじめとする各媒体でのわかりやすく見やすい情報掲載の継続的な取組が必要である。
2	ユニバーサルデザインに配慮した広報の充実	引き続き、誰もが見やすくわかりやすい情報発信に向けたデザインの工夫と改善に取り組むとともに、障害者や高齢者など必要な方にも届く広報を続ける必要がある。
3	若者の関心を高める広報の展開	SNS のさらなる活用や高校・大学との協力など若者が関心を持つ取組を検討する必要がある。
4	議会改革等の取組の重点的な発信	県民への一層の周知とともに、議会を身近に感じ「読みたいくなる」コンテンツの充実に取り組む必要がある。

《事業別》

1	県議会だより	引き続き、可能な限りの各戸配布に向けて、配布方法や経費抑制への検討・取組を続ける必要がある。
2	はい、県議会です。	広く県民の目にふれるよう配布先などの検討が必要である。
3	“高校生版” ひょうご県議会だより	後継事業においては、より多くの高校生に参加してもらうとともに、引き続き、若者目線での広報の実施に取り組む必要がある。
4	テレビ広報 「はい、県議会です。」 「2月定例会テレビ中継」	定期的な放送で議会活動を身近に感じてもらう役割はあり、放映の継続が必要と考えるが、内容や費用対効果について検討が必要である。
5	インターネット 議会中継・録画配信	県事業の進捗状況や県議会の理解促進のため重要なツールであることから、全委員会の中継及び録画配信等を検討する必要がある。
6	議会ホームページ・ 議会フェイスブック	若い世代向けサイト内の充実やさらなる SNS の活用を検討する必要がある。

議会における危機管理訓練の実施について

議会における危機管理訓練の実施については、代表者会議における議会改革検証において、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらも、可能な範囲で今年度を実施すべき、との合意が得られた。その具体的内容を次のとおりとする。

1 クラウドメールを活用した安否確認訓練

- (1) 実施日時 令和5年1月17日(火)午後
- (2) 想定災害 南海トラフ巨大地震 M9、最大震度7
- (3) 参加範囲 全議員
- (4) 内容
 - ① 議員公用クラウドメールへ地震発生メールを一斉配信
 - ② 各議員が「安否・被害状況報告メールフォーム」により報告
 - ア 議員氏名 イ 安否情報(無事・負傷等) ウ 登庁可否
 - エ 自宅の被災状況等 オ 周辺の被災状況等
 - ③ 情報を集約し、議長へ報告
 - ④ 後日、訓練の結果について取りまとめ、全議員へ情報提供

2 本会議場におけるシェイクアウト訓練 及び 避難訓練

- (1) 実施日時 令和5年2月下旬 2月定例会一般質問3日目 散会直後
- (2) 想定事案 緊急地震速報の発報
- (3) 参加範囲 本会議場来場者 (但し、当局職員、傍聴者、報道機関の参加は任意)
- (4) 内容
 - ① 緊急地震速報の発報を議場においてアナウンス
 - ② ヘルメット装着
 - ③ 3つの安全行動＝まず低く！頭を守り！動かない！
 - ④ 1分間程度、体勢を保持
 - ⑤ 避難誘導(議長の号令を合図に実施)
 - 揺れが収まった想定で、議員は会派控室へ避難
 - (当局職員、報道機関は解散)
 - 保安員と事務局職員は、傍聴者を3号館1階ロビーへ誘導
 - [避難者はヘルメット着用]



※ ヘルメット装着、安全行動については、Jアラート発報時にも準用するものとして参加者に周知

議 会 改 革 検 証 委 員 会 委 員 等 名 簿

委 員 長	藤 本 百 男	(議会運営委員会委員長、自民党)
副 委 員 長	石 井 秀 武	(同副委員長、自民兵庫)
委 員	島 山 清 史	(公明党・県民会議)
〃	黒 田 一 美	(ひょうご県民連合)
〃	上 野 英 一	(ひょうご県民連合)
〃	伊 藤 勝 正	(公明党・県民会議)
〃	北 口 寛 人	(自民党)
〃	伊 藤 傑	(自民党)
〃	内 藤 兵 衛	(自民兵庫)
委 員 外 議 員	ね り き 恵 子	(共産党)
〃	高 橋 みつひろ	(維新の会)

検 証 の 経 過

- | | |
|-----------|--|
| 令和4年6月16日 | 第1回委員会
・ 運営要領の協議
・ 検証の進め方及び検証スケジュールについて |
| 7月19日 | 第2回委員会
・ 検証の進め方及び検証スケジュールについて
・ 議会改革の取組実績及び検証項目(案)について |
| 8月19日 | 第3回委員会
・ 検証項目に対する各会派の意見について
・ 追加提案について |
| 9月26日 | 第4回委員会
・ 提案のあった改善方策に対する会派意見について
・ 追加検討項目に対する会派意見について |
| 10月24日 | 第5回委員会
・ 提案のあった改善方策に対する会派意見について
・ 追加検討項目に対する会派意見について |
| 12月1日 | 第6回委員会
・ 正副委員長試案について |
| 12月8日 | 第7回委員会
・ 報告案について |